

令和4年5月10日

九州管内水力発電事業者 各位

九州産業保安監督部電力安全課長

梅雨、台風期における水力発電設備の適切な維持、管理、運用のお願い

日頃より、産業保安にご尽力いただきありがとうございます。

さて、水力発電設備は、長期間運用されることから経年劣化の進行などが懸念され、適切な維持、管理、運用が求められているところです。

特に、近年は、地震や豪雨災害に起因する水力発電設備の損壊事故が多数発生しており、今後も自然災害等の発生が危惧されます。

また、電気事業法では、公共の安全の確保（第1条）のために、技術基準適合義務（第39条）、保安規程遵守義務（第42条）などが課せられています。

つきましては、水力発電事業者におかれましては、日頃より水力発電設備の維持、管理、運用に努められていると拝察しておりますが、梅雨、台風期を迎えますので、引き続き適切な維持、管理、運用をお願いいたします。